

いじめ問題への対応

1 いじめの発見・相談・通報

- ・保護者からの訴え
- ・児童からの訴え
- ・アンケートや教育相談など
- ・周りの児童からの通報
- ・教師の発見

〈シグナル〉

- 「遊び」の中に「いじめ」あり
- 「仲違い」か「いじめ」か
- 「万引き」仲間に「いじめ」あり
- 授業中の発表を封じ込める空気は「いじめ」の前兆
- 保健室への出入りや、わけもなく身体の不調を訴えることの多い児童
- 不登校の原因に「いじめ」が
- 児童生徒同士に上下の関係が
- 悪どいからかい・嫌がらせ

2 迅速な対応

(担任)

- ・事実関係を把握し、報告する。(担任→教頭→校長)
- ・対応については、生活部で検討する。
- ・状況によってはいじめ対策委員会で検討する。
(校長、教頭、担任、養護教諭、関係者)

「いじめ」に対する取り組みは、立ち上がりを素早くしなければ、保護者や被害児童、通報児童の不信感を招く。

3 被害児童、加害児童への指導

- ・被害児童、加害児童、その他関係児童へ適切な指導を行う。
- ・状況によっては、学級、学年、全校と指導の指導の対象を広げる。

4 保護者への対応

(担任、教頭)

実情とこれまでの指導の経過、及び今後の対応について説明し、理解と協力をお願いします。

実情を説明し、今後の対応について理解と協力をお願いします。

5 関係機関との連携

- ・教育委員会指導主事室、補導センター、児童相談所等と連携し、解決を図る

6 PTAへの説明と協力依頼

- ・状況によっては、PTAに説明し、協力を依頼する。

7 継続指導と経過の報告

(担任→教頭、校長)

- ・指導の経過を随時報告する。(担任・学年主任・生徒指導部長・教頭・校長)
- ・児童の意識、態度を変えるために継続観察、継続指導が必要である。
- ・事態が改善されない場合は、再度対応策について検討する。

【対応の手順】

